

第 1 3 号議案

和解について

クラウドサービス利用業務に関する障害に関し、次のとおり和解することについて議決を求める。

- 1 相手方 東京都千代田区九段南 1 - 3 - 1
日本電子計算株式会社
取締役常務執行役員 公共事業部長 河和 茂

2 和解の概要及び損害賠償額

- (1) 相手方は、令和元年 1 2 月 4 日に発生したクラウドサービス利用業務に関する障害に起因して、同業務により提供されるサービスの一部を桶川市が使用できなくなったことへの対応に係る損害金相当額として 9 5 7 , 3 8 6 円の損害を被ったこと及び当該損害金を支払う義務があることを認める。
- (2) 相手方は、前号の金員を桶川市の指定する方法により支払う。
- (3) 前 2 号のほか、本件に関する障害について、桶川市と相手方の間には、何らの債権債務がないことを確認する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

令和元年 1 2 月 4 日に発生したクラウドサービス利用業務に関する障害に関し、相手方との協議により和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出するものである。